

「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務 生成 AI 利活用時における遵守事項

「AI で変わる子宮頸がん・梅毒予防啓発事業」発信業務受託者（以下、「受託者」という。）は、当該業務を行うにあたり、「AI 事業者ガイドライン（第1.1版）」（令和7年3月28日総務省・経済産業省）等に基づき、以下に示す内容について確認し、遵守すること。

1 安全を考慮した適正利用

- ・ AI 提供者^{*}が定めた利用上の留意点を遵守して、AI 提供者が設計において想定した範囲内で AI システム・サービスを利用すること。
- ・ 正確性や最新性（データが適切であること）等が担保されたデータの入力を行うこと。
- ・ AI の出力について精度及びリスクの程度を理解し、様々なリスク要因を確認した上で利用すること。
- ・ 当該業務において利用する文書や画像等を生成 AI を用いて生成する場合は、プロンプトに、既存の著作物そのものの入力や、既存の著作物のタイトル、キャラクター名等の固有名詞の入力を控え、生成に用いたプロンプト等、生成物の生成過程を確認可能な状態にしておくこと。
- ・ 当該業務において利用する文書や画像等を生成 AI を用いて生成した場合は、インターネット検索（文章検索、画像検索）等の活用により既存の著作物と類似していないことを確認したうえで、利用すること。

2 入力データ又はプロンプトに含まれるバイアスへの配慮

- ・ 著しく公平性を欠くことがないよう公平性が担保されたデータのを行い、プロンプトに含まれるバイアスに留意して、責任をもって AI 出力結果の事業利用判断を行うこと。

3 個人情報の不適切入力及びプライバシー侵害への対策

- ・ AI システム・サービスへ個人情報を不適切に入力することがないよう注意を払うこと。
- ・ AI システム・サービスにおけるプライバシー侵害に関して適宜情報収集し、防止策を検討すること。

4 セキュリティ対策の実施

- ・ AI 提供者によるセキュリティ上の留意点を遵守すること。
- ・ AI システム・サービスに機密情報等を不適切に入力することがないよう注意を払うこと。

5 業務委託者（岡山県保健医療部疾病感染症対策課）への情報提供

- ・ 出力結果を事業判断に活用した際は、その結果について業務委託者へ情報提供を行うこと。

6 業務委託者（岡山県保健医療部疾病感染症対策課）への説明

- ・ 利用する AI システム・サービスについて、以下の事項を、業務委託者の求めに応じて、適時かつ適切に情報提供すること。
 - ①当該 AI システム・サービスを活用している範囲、適切/不適切な使用方法等
 - ②提供する AI システム・サービスの技術的特性、当該 AI システム・サービスの利用により生じるリスクのうち、予見可能なリスク及びその緩和策等の安全性に関する情報
 - ③AI システム・サービスが新たな情報を学習することで生じる可能性のある出力結果等の変化
 - ④AI システム・サービスの動作状況に関する情報、不具合の原因及び対応状況、インシデント事例等
 - ⑤AI システムの更新を行った場合の更新内容及びその理由の情報
 - ⑥AI システム・サービスの基盤となる AI モデルにて学習するデータの収集ポリシー、学習方法、実施体制等
- ・ AI システム・サービスの出力結果を特定の個人又は集団に対する評価の参考にする場合は、AI を利用している旨を評価対象となっている当該特定の個人又は集団に対して通知し、当ガイドラインが推奨する出力結果の正確性、公正さ、透明性等を担保するための諸手続きを遵守し、かつ自動化バイアスも鑑みて人間による合理的な判断のもと、評価の対象となった個人又は集団からの求めに応じて説明責任を果たすこと。
- ・ 利用する AI システム・サービスの性質に応じて、業務委託者からの問合せに対しては、AI 提供者とも連携の上、対応すること。

7 提供された文書の活用及び規約の遵守

- ・ AI 提供者から提供された AI システム・サービスについての文書を適切に保管・活用すること。
- ・ AI 提供者が定めたサービス規約を遵守すること。

※ AI 提供者：AI システムをアプリケーション、製品、既存のシステム、ビジネスプロセス等に組み込んだサービスとして AI 利用者（当該業務においては、受託事業者を指す）等に提供する事業者。